

# 第1部 環境基本計画の実施状況

## 第1章 環境基本計画の概要

### 第1節 今日の環境に関する動向

#### (1) 国の取組み

日本政府とユネスコは、「国連持続可能な開発のための教育(以下「ESD」という。)の10年(以下「DESD」という。)」の最終年である平成26年に、共催で、「ESDに関するユネスコ世界会議」を我が国において開催し、153の国・地域から76名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加しています。同会議では、DESDの成果を総括するとともに、平成27年以降のESDの推進方策について、様々な視点から議論が行われ、「あいち・なごや宣言」が採択されています。

また、平成26年10月には「第9回3R推進全国大会」を相模原市及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通じて3R施策の普及啓発を行っています。同大会式典で環境大臣表彰を行う、3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しています。

さらに、平成26年3月に中央環境審議会に諮問された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」、平成26年12月～平成27年2月に関係する部会の下での審議を踏まえ、答申が取りまとめられています。同答申を踏まえ、条約を担保するための措置等を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が平成27年3月10日に閣議決定されています。

その他、平成26年12月にペルー・リマで開催されたCOP20及びCOP/MOP10では、「気候行動のためのリマ声明」が採択されており、平成27年11月1日までに各国の約束草案を総計した効果についての統合報告書を作成すること等が決定しています。

#### (2) 県の取組み

平成26年5月14日に環境審議会から「愛知県環境基本計画の改定について」答申がなされ、5月19日に開催された愛知県環境対策推進会議の了承を得て、「第4次

愛知県環境基本計画」を策定しています。本計画の 2030 年に向けた目標として、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指しています。

また、充電インフラの整備促進のシンボルとして、初めて県庁本庁舎正面玄関の横に充電器を整備し、「愛知県庁充電ステーション」として、11月4日から供用を開始しています。

さらに、「国連 ESD の 10 年」を総括し、今後の世界の取組方針を話し合う、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が、11月10日から12日にかけて、名古屋国際会議場で開催しています。150か国・地域から76人の閣僚級を始め、政府代表、NGO、研究者、企業、国連機関、専門家、ユース世界会議代表など、1,000名以上が参加し、世界中のすべての関係者に ESD の更なる強化と拡大のための行動を求める「あいち・なごや宣言」が採択されています。

その他、生物多様性の保全を推進するため、このたび第三次レッドリスト「レッドリストあいち 2015」を取りまとめています。絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類)の数は、現行の「レッドデータブックあいち 2009」と比較し、93種(植物31種、動物62種)増加し848種(植物511種、動物337種)となっています。

日常生活の中で行う地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」を取り組むきっかけとなるよう、2月7日、8日の2日間、愛知芸術文化センターとオアシス 21 で「Let's エコアクション in AICHI ～地球へのラブレター～」を開催しています。

### (3) 市の取組み

平成 24 年3月に策定した「春日井市地球温暖化対策実行計画」に基づき、新規事業として、平成 26 年7月 12 日に「ファミリーエコドライブ講習会」を開催しています。

また、平成 26 年 10 月4日には、藤山台東交差点の錆びたガードフェンスを住民・学生・会社員・市職員の協働で再塗装し「まちのお化粧直し」をする、「緑のクリーンプロジェクト」を実施しています。

さらに、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」の開催にあわせ、平成 26 年 11 月8日、9日に久屋大通公園 エンゼル広場、久屋広場で開催された「あいち・なごや ESD 交流フェスタ」において、ESDに関する市の取組みについてのブース展示を行っています。

その他、平成 25 年度に引き続き「エコファミリー支援事業」を実施し、環境活動に関心のある家族を「エコファミリー」として登録し、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議が主催する環境に関するイベントへの参加を呼びかけるなど環境まちづくりを推進しています。

## 第2節 環境基本計画の概要

### (1) 目的

本計画は、本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らせることができるような各種の取組みを、総合的、計画的に推進することを目的に策定しており、都市・生活型の環境問題や地球温暖化などの地球環境問題に対応するため、広範囲の行政施策で構成されています。

現在の環境問題に対処していくためには、市民、事業者、市が対等な立場で、相互に連携しながら様々な取組みを進めていくことが重要であり、本計画は三者協働による環境まちづくりの計画として位置付けています。

また、目標の実現に不可欠なパートナーシップを形成するため、次の4点に配慮しています。

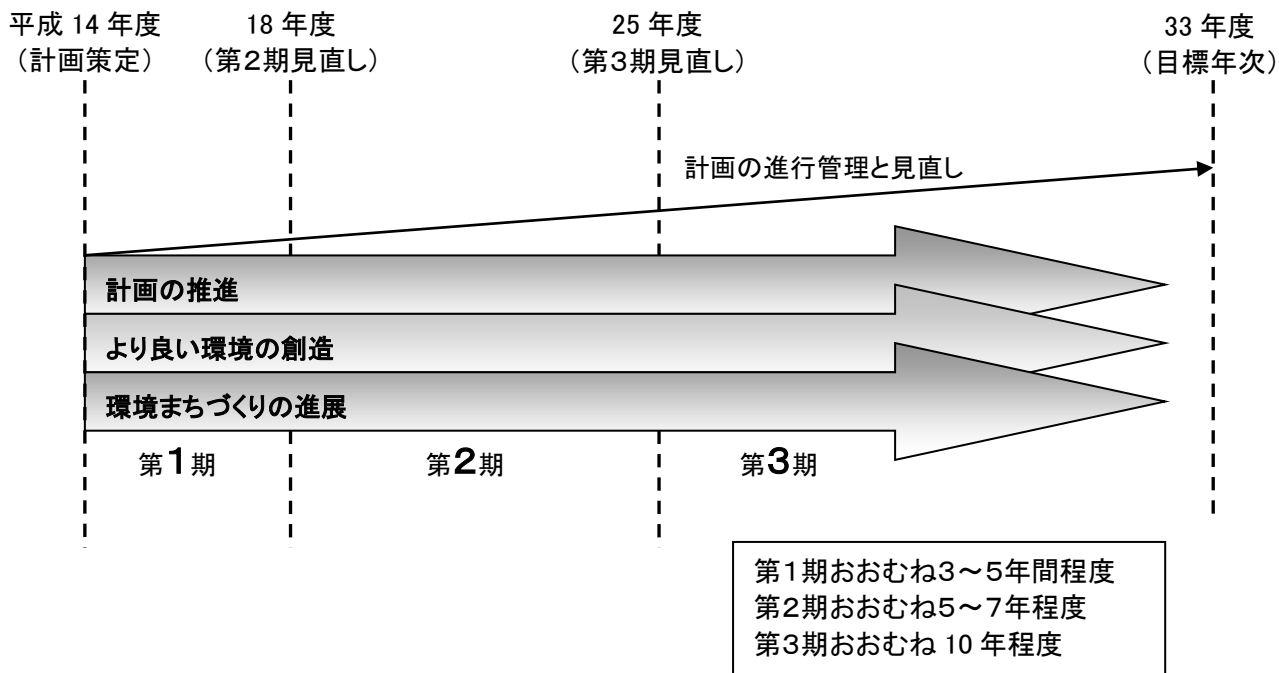
- ① 環境まちづくりに関する目標を明らかにする。
- ② 目標を実現するための具体的取組みを明らかにする。
- ③ 具体的取組みを、誰が、どのように進めていくのかなど、推進方法を明らかにする。
- ④ 目標の達成度合を明らかにするための進行管理を明らかにする。

### (2) 期間

本計画の期間は、平成14年度から33年度までの20年間とします。また、本市の環境や社会状況の変化に応じた計画の進行管理とその見直しを適時行っていくこととしています。

平成18年度には、第1期の5年目を迎え、第2期に向けた見直しを行い、第2期として5年が経過し、目標年次である33年度までの折り返し地点を迎えたことから、25年度には、第3期に向けて計画の見直しを行いました。

なお、この見直しでは、多くの市民の方の参加により策定された従前の計画の基本的枠組みを継承しつつ、社会情勢の変化や施策の成果などを的確に反映させるという観点から、数値目標や具体的取組み、市が優先的に実施する重点的取組みなどを改めました。



### (3) 環境報告書

環境報告書は、環境基本計画の施策体系(具体的取組み)の進行管理を適切に行うために毎年度作成します。

内容は、市の取組みの実施状況、数値目標の達成状況、重点的取組みの実施状況等を記載し、取組みの状況を客観的に判断できる資料とします。

## 第3節 施策の体系

### (1) 環境像

市民、事業者、市のパートナーシップによる取組みを進め、本市がめざすべき環境の姿(環境像)を次のように定めました。

みろくの森から道風の里まで  
蛙の合唱消えぬ道  
暮らしと出会いを大切にすまち

### (2) 環境目標

環境像を実現していくため、次の四つの環境目標(分野ごとの目標)を掲げました。

1. 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井(都市・社会基盤)
2. 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井(自然・風土)
3. 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井  
(くらし・低炭素・資源循環社会)
4. ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井(学習・ネットワーク)

なお、環境像の実現に向けて、「環境目標(4項目)」を始めとして、「まちづくりの目標(9項目)」、「取組みの目標(25項目)」、「基本的施策(75項目)」、「具体的取組み(214項目)」を、環境目標ごとの体系に基づいて施策を推進します。

また、環境目標ごとの分野を代表する取組みにおける達成の程度等を把握するため、「数値目標」を定めています。